

内閣参質二〇〇第八九号

令和元年十二月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員吉田忠智君提出在日米軍の日本国内での夜間訓練に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉田忠智君提出在日米軍の日本国内での夜間訓練に関する質問に対する答弁書

一について

横瀬貯油所に配備されている米軍のエアクッション型揚陸艇（以下「L C A C」という。）が行った訓練のうち、日没後の航行を伴ったものが実施された日数は、平成二十九年十一月七日から令和元年十二月九日までの間について防衛省が把握している限りでは、平成二十九年においては四日、平成三十年においては十八日、本年においては十九日である。

また、これらの訓練においては、L C A Cが横瀬貯油所を午後四時頃から午後七時頃までの間に出港し、佐世保湾の沖合で巡行訓練等を実施した後、午後六時頃から午後九時頃までの間に帰港しているものと把握している。

二及び三について

政府としては、平成二十九年十一月以降においても、引き続き、平成十二年一月二十六日に福岡防衛施設局（当時）と長崎県西彼杵郡西海町（当時）との間で締結した「横瀬貯油所内におけるL C A C施設の整備等に関する協定書」等を踏まえ、様々な機会に、米軍に対し、西海市の意見を伝えるとともに、L C

ACの訓練に当たっては、最大限の安全面の確保及び地域住民の生活環境への配慮を要請しているが、これらの要請の詳細について明らかにすることは、米国との関係もあり、差し控えたい。

四について

米軍の個々の訓練の内容や実施状況について政府として逐一把握しているものではないため、お尋ねの「日本国内で行われている在日米軍の夜間訓練」について網羅的にお答えすることは困難であるが、例えば、令和元年五月九日から同月十八日までの間に、硫黄島で実施された空母艦載機着陸訓練については、夜間にも訓練が実施されたものと承知している。

五及び六について

お尋ねの「夜間訓練に関する協定書や覚書」については、必ずしもそのような形態を採っているとは限らないため、網羅的にお答えすることは困難であるが、例えば、小松基地、日本原演習場及び日出生台演習場のそれぞれで行われる米軍の訓練に関して、それぞれの基地又は演習場が所在する地域を管轄する地方防衛局と関係地方公共団体との間で、夜間訓練に関する内容を含む文書を取り交わしており、これらの文書の内容については、防衛省と米軍との間の会議等の様々な機会に、英文の文書によることも含め、米

軍に適切に伝達しているところである。